戸田市週休２日制工事実施要領

令和６年２月９日市長決裁

（趣旨）

第１条　この要領は、将来にわたる公共工事の品質及びその担い手の確保を図るための取組として、市が発注する週休２日制工事を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　現場閉所型　対象期間において、現場閉所による週休２日に取り組む方式をいう。

ア　完全週休２日（土日）　契約工期のうち、対象期間における全ての週の土曜日及び日曜日（以下「土日」という。）で現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

なお、建築積算体系を用いた工事において、土日に現場作業を行うこととされている場合は、発注者と受注者の協議により、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日に指定するものとする。完全週休２日（土日）に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

イ　月単位の週休２日　契約工期のうち、対象期間における全ての月で４週８休（現場閉所率２８．５％（８日／２８日））以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土日の閉所では２８．５％に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、４週８休（２８．５％（８日／２８日））以上を達成しているものとみなす。

また、工事施工着手月及び現場完成月においては、その月の対象期間内の土日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に４週８休（２８．５％（８日／２８日））以上を達成しているものとみなす。

ウ　通期の週休２日　契約工期のうち、対象期間において、４週８休（現場閉所率２８．５％（８日／２８日））以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

エ　対象期間　現場施工着手日から現場完成日までの期間をいう。なお年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している

期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

また、工事契約後、完全週休２日（土日）の取組に当たって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日（以下「代替休日」という。）を設定する。ただし、災害対応等で代替休日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、発注者と受注者が協議し、現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を決定する。やむを得ず現場閉所による週休２日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休２日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休２日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

オ　現場施工着手　現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等、実際に現場作業に着手することをいう。

カ　現場完成日　現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日のことをいう。

キ　現場閉所　巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、建築工事における分離発注工事の場合は、各発注工事単位で閉所された状態をいうものとする。

ク　現場閉所日　対象期間のうち現場閉所を行う日で、原則として土日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日に含めるものとする。

ケ　現場閉所率　現場閉所日の日数を対象期間の日数で除することにより算定する率をいう。

(2)　交替制　対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら週休２日に取り組む方式をいう。

ア　完全週休２日　契約工期のうち、対象期間における全ての週で対象者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、２８．５％（２日／７日）以上を達成したと認められる状態をいう。

イ　月単位の週休２日　契約工期のうち、対象期間における全ての月で対象者の休日率が２８．５％（８日／２８日）以上を達成したと認められる状態をいう。

ただし、月単位の週休２日（４週８休以上）の判断に当たって、ひと月を通して特定の曜日で休日確保を行っても２８．５％（８日／２８日）に満たない場合は、その月の土日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に４週８休（２８．５％（８日／２８日））以上を達成しているとみなす。

また、工事施工着手月及び現場完成月においては、その月の対象期間内の土日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に４週８休（２８．５％（８日／２８日））以上を達成しているとみなす。

ウ　通期の週休２日　契約工期のうち、対象期間において、対象者の休日率が２８．５％（８日／２８日）以上を達成したと認められる状態をいう。

エ　休日　対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を２４時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

オ　対象者　当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が１週間未満の場合は除く。

カ　対象期間　契約工期のうち、対象者の従事期間をいう。元請企業については現場施工着手日から現場完成日までの期間、下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

また、対象期間において、受注者の責によらず交替制による週休２日の実施が困難な期間が生じる場合は、発注者と受注者が協議し、交替制による週休２日の対象外とする作業と期間を決定する。ただし、交替制による週休２日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定し、必要最小限の期間とする。

（対象工事）

第３条　週休２日制工事は、原則として全ての工事を対象とする。ただし、次に掲げる工事は除く。

(1)　緊急で行う災害復旧工事及び応急工事等

(2)　単価契約方式による工事

(3)　対象期間が１か月未満の工事

(4)　前各号に掲げるもののほか、現場閉所型及び交替制のいずれも実施が困難であると発注者が判断した工事

（発注方式）

第４条　発注方式は、原則として現場閉所型とする。ただし、現場閉所型が困難な工事については、交替制とすることができる。

２　交替制として発注した場合において、受注者が現場閉所型を希望するときは、現場施工着手前に発注者と受注者が協議し、現場閉所型に変更ができるものとする。同様に現場閉所型として発注した場合において、受注者が交替制を希望するときは、現場施工着手前に発注者と受注者が協議し、交替制に変更ができるものとする。

３　週休２日制工事の入札の執行に当たっては、入札公告又は指名通知書に週休２日制工事の対象であること及び発注方式を明示するほか、別紙１に定める特記仕様書を設計図書に追加するものとする。

（経費の補正）

第５条　週休２日制工事は、別表１又は別表２に掲げる経費に「完全週休２日（土日）」（交替制の場合は「完全週休２日」。以下この条において同じ。）に係る補正係数を乗じ、工事費を積算して設計額を作成する。ただし、完全週休２日（土日）による施工が困難であると発注者が判断した場合は、あらかじめ月単位の週休２日に係る補正係数を乗じた設計額又は通期の週休２日による設計額の作成を認めるものとする。

２　発注者は、現場完成後に現場閉所率又は休日率の達成状況を確認し、完全週休２日（土日）に満たない場合は、別表１又は別表２に掲げる補正係数を月単位の週休２日に変更するものとし、月単位の週休２日に満たない場合は、通期の週休２日の達成有無に関わらず、補正係数を除した契約変更を行うものとする。

３　天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第３２条の４の規定に基づく１年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり現場閉所

又は休日にした際に振替前の日を現場閉所又は休日にしたものとみなす。

（実施方法）

第６条　受注者は、現場施工着手前に週休２日を前提とする施工計画書及び工程表を発注者に提出するものとする。

２　現場閉所型の対象期間中における事務手続については、次の各号のとおりとする。

(1)　受注者は、現場閉所を行う場合は、監督員に事前に電子メール等により現場閉所を行う旨を連絡するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

ア　施工計画書に記載した法定休日又は所定休日の場合

イ　会議等により監督員が事前に把握している場合

ウ　戸田市の休日を定める条例（平成３年条例第１７号）に定める市の休日

(2)　監督員は、現場閉所日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には速やかな対応に努める。

(3)　受注者は、週休２日の確保について、下請負人を指導する。

３　交替制の対象期間中における事務手続きについては、次の各号のとおりとする。

(1)　受注者は、毎月末に当月分の「休日確保状況チェックリスト（第２号様式）」を監督員に提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、休日確保状況について監督員の確認を受ける。

(2)　受注者は、週休２日の確保について、下請負人を指導する。

４　現場完成後における事務手続については、次の各号のとおりとする。

(1)　受注者は、現場完成後速やかに、現場閉所型においては「現場閉所実績報告書（第１号様式）」を、交替制においては最終月の「休日確保状況チェックリスト（第２号様式）」及び「休日確保実績報告書（第３号様式）」を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、現場閉所率又は休日率の達成状況について発注者の確認を受けるものとする。

(2)　発注者は、現場閉所率又は休日率の達成状況に応じて、前条第２項の規定に基づく契約変更を行う。

(3)　現場完成日が工期終期に近く、契約変更の手続きに要する期間を取れないおそれがある場合は、発注者と受注者の協議により取組の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所日又は休日を協議により

決定し、これに基づき契約変更を行う。

（適正な工期の確保）

第７条　発注者は、週休２日の実施を考慮して、適切な工期を設定するものとする。また、前条第３項第２号の契約変更に係る手続に要する期間についても、同様に考慮するものとする。

２　週休２日の確保を理由とした工期の変更はできないものとする。ただし、工期の変更理由が次の各号に掲げる受注者の責によらない場合は、発注者と受注者が協議の上、適切に工期の変更を行うものとする。

(1)　契約内容と異なる事項等が発生し、工程の条件に変更が生じたとき。

(2)　著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生したとき。

(3)　工事中止や工事一時中止により、全体工程に影響が生じたとき。

(4)　資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じたき。

(5)　その他特別な事情により、全体工程に影響が生じたとき。

（その他）

第８条　この要領に定めのない事項については、必要に応じ別途協議するものとする。

２　事務の参考に、別紙２「週休２日制工事全体図」及び別紙３「週休２日制工事事務フロー」を添付する。

附　則

１　この要領は、令和６年４月１日から施行する。

２　この要領の施行の日の前日までに告示又は指名通知したものについては、従前の例による。

附　則

１　この要領は、令和６年１０月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　この要領による、改正後の戸田市週休２日制工事実施要領の規定は、施行日以後の単価を使用して積算する工事について適用し、施行日前の単価を使用して積算する工事については、なお従前の例による。

附　則

１　この要領は、令和７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　この要領の施行の日の前日までに告示又は指名通知した工事及び契約済みの工事においても、発注者と受注者の協議により適用することができるものとする。

附　則

１　この要領は、令和７年１０月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　この要領による、改正後の戸田市週休２日制工事実施要領の規定は、施行日以後の単価を使用して積算する工事について適用し、施行日前の単価を使用して積算する工事については、なお従前の例による。

附　則

１　この要領は、令和８年１１月４日限りで廃止する。

２　令和８年９月以前の単価を使用して積算した工事については、なお従前の例による。

別表１（第５条関係）

現場閉所型の補正係数（土木積算体系を用いた工事）

経費	完全週休２日（土日）	月単位の週休２日	通期の週休２日
労務費	１．０２	１．０２	１．００
共通仮設費率	１．０２	１．０１	１．００
現場管理費率	１．０３	１．０２	１．００

交替制の補正係数（土木積算体系を用いた工事）

経費	完全週休２日	月単位の週休２日	通期の週休２日
労務費	１．０２	１．０２	１．００
現場管理費率	１．０３	１．０２	１．００

※　市場単価方式及び土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。

※　労務費分が明らかになっていない市場単価等については、補正の対象としない。

別表２（第５条関係）

現場閉所型及び交替制の補正係数（建築積算体系を用いた工事）

経費	完全週休２日（土日）又は完全週休２日	月単位の週休２日	通期の週休２日
労務費	１．０２	１．０２	１．００
現場管理費率	１．０１	１．００	１．００

※　設計額のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費及び現場管理費を補正する。

別紙１（戸田市週休２日制工事実施要領第４条関係）

週休２日制工事に係る特記仕様書

１　本工事は週休２日制工事※１の対象工事である。

２　週休２日制工事の実施は、戸田市週休２日制工事実施要領の定めによる。
なお、要領は戸田市総務部管財入札課のホームページから確認すること。

戸田市総務部管財入札課ホームページ
https://www.city.toda.saitama.jp/・・・・・・・　※２

※１　あてはまる方式を記載
「現場閉所型（完全週休２日（土日））」
「現場閉所型（月単位の週休２日）」
「現場閉所型（通期の週休２日）」
「交替制（完全週休２日）」
「交替制（月単位の週休２日）」
「交替制（通期の週休２日）」
※２　要領を掲載しているホームページアドレスを記入すること。

別紙２

週休２日制工事全体図

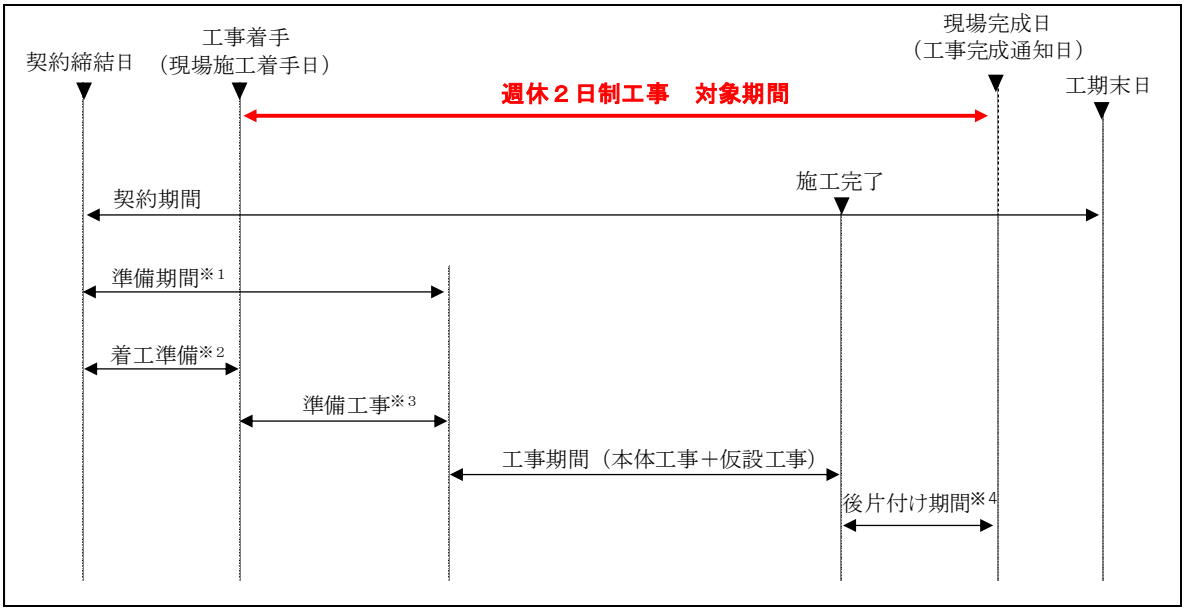

※１　準　備　期　間　　労務、資機材の調達、調査、測量、現場事務所の設置等の期間
※２　着　工　準　備　　労務、資機材の調達等
※３　準　備　工　事　　本体工事の前に実施する調査、測量、現場事務所の設置等
※４　後片付け期間　　施工完了後に実施する現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の期間

別紙３

週休２日制工事事務フロー

対　象　工　事　の　選　定

対象外工事
- □　緊急で行う災害復旧工事及び応急工事等
- □　単価契約方式による工事
- □　対象期間が1か月未満の工事
- □　前各号に掲げるもののほか、現場閉所型及び交替制のいずれも実施が困難と発注者（所管課）が判断した工事

該当しない かつ対象工事に選定 ⇩

いずれかに該当する ⇨ 経費を補正せず設計・発注

工　事　設　計

次の経費にそれぞれ補正係数を乗じて設計する ※通期の週休2日は補正係数を乗じない

≪土木工事≫現場閉所型

完全週休2日（土日） 労務費１．０２ 共通仮設費率１．０２ 現場管理費率１．０３

月単位の週休2日 労務費１．０２ 共通仮設費率１．０１ 現場管理費率１．０２

≪土木工事≫交替制

完全週休2日 労務費１．０２ 現場管理費率１．０３

月単位の週休2日 労務費１．０２ 現場管理費率１．０２

≪建築工事≫現場閉所型・交替制

完全週休2日（土日）又は完全週休2日 労務費１．０２ 現場管理費率１．０１

月単位の週休2日 労務費１．０２ 現場管理費率１．００ ※補正無し

⇩

発　注（　入　札　執　行　）

①入札公告（指名通知書）に週休２日制工事の対象であることを記載（管財入札課）

②別紙1「週休２日制工事に係る特記仕様書」を設計図書に追加（管財入札課）

⇩

契　約　締　結　※別紙１の特記仕様書を一緒に綴じ込む

⇩

現場施工着手　から　現場完成（後片付け等の期間を含む）まで

Ⅰ現場施工着手前	Ⅱ　対　象　期　間　中	Ⅲ　現　場　完　成　後
施工計画書・工程表の提出	現場閉所を行う場合は、その旨を電子メール等、後に確認できる方法で連絡する。 交替制を行う場合は、毎月末に当月分の休日確保状況チェックリスト（第２号様式）及び作業日報、出勤簿等を提出する。	現場閉所型は現場閉所実績報告書（第１号様式）を、交替制は最終月の休日確保状況チェックリスト（第２号様式）、休日確保実績報告書（第３号様式）及び作業日報、出勤簿等を提出する。

設計で定めた週休２日達成 ⇩

設計で定めた週休２日未達成 ⇩

月単位の週休２日の補正係数又は通期の週休２日（補正無し）にする契約変更を行う。

≪土木工事≫現場閉所型

月単位の週休２日 労務費１．０２ 共通仮設費率１．０１ 現場管理費率１．０２

≪土木工事≫交替制

月単位の週休２日 労務費１．０２ 現場管理費率１．０２

≪建築工事≫現場閉所・交替制

月単位の週休２日 労務費１．０２ 現場管理費率１．００ ※補正無し

⇩

完　成　検　査

第1号様式：週休2日制工事（現場閉所型） 現場閉所実績報告書（月単位）

工事開始日	
工事完了日	

工事名	
工事場所	
工期	
受注者	

対象期間（月単位）	対象日数	現場閉所日数	現場閉所率	月単位週休2日判定	備考
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
週休2日達成状況（合計）					

第1号様式：週休2日制工事（現場閉所型） 現場閉所実績報告書（週単位）

工事開始日

工事名	
工事場所	
工期	
受注者	

対象期間（週単位）		対象日数	休工対象（土日）日数	現場閉所日数	現場閉所率	完全週休2日判定	備考
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
週休2日達成状況（合計）							

第２号様式：週休２日制工事（交替制）　休日確保状況チェックリスト

工事名	
工事場所	
工期	
受注者	

選択リスト	(空欄)	対象期間
	－	対象外期間
	休	休日

現場着手日

会社名	氏名	年　月　休日確保状況																															今月			休日率
																																	対象日数	休日日数	休日割合	
週																																				

※「会社名」、「氏名」、「休日確保状況」欄に記入する。（”休”：休日、”－”：対象期間外、空欄：対象期間）

※対象日数について、元請会社は現場着手日から現場完成日までの期間、下請会社は施工体制台帳上の工期における技術者、技能労働者及び現場代理人の従事日数とする。

※技術者、技能労働者及び現場代理人の休日が証明できる書類を提示すること。

※対象者数に応じて、行の追加削除を適切に行うこと。

第3号様式：週休2日制工事（交替制） 休日確保実績報告書（月単位）

工事名

工期

受注者

対象期間（月単位）	休日率	月単位週休2日判定	備考
年　　月			
年　　月			
年　　月			